

平成 27 年 3 月 定例会 提出案件

【3月6日提出】

[条 例…1件]

市議案第62号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

国民健康保険法施行令の一部改正（平成27年政令第63号。平成27年3月4日公布）に伴い、基礎賦課限度額等を改正するとともに、保険料の応益割軽減措置を拡充するもの

(1) 基礎賦課限度額等の引上げ及び保険料の応益割軽減措置の拡充による改正

① 基礎賦課限度額等の引上げ

	(現行)	(改正案)
・基礎賦課限度額	510,000円	520,000円
・後期高齢者支援 金等賦課限度額	160,000円	170,000円
・介護納付金賦課 限度額	140,000円	160,000円

② 保険料の応益割軽減措置の拡充

保険料の5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡充するもの

(2) 施行日 平成27年4月1日